

大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(変更)の概要について

1. 計画変更に係る背景

大阪府では、平成13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）」の内容を踏まえ、平成16年3月に「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進しています。

高濃度PCB廃棄物の処理については、平成26年6月に変更された処理基本計画において、近畿エリアは令和4年3月末（計画的処理完了期限）に完了する計画でしたが、通常の高濃度PCB廃棄物に比べて手間や時間を要するものへの対応や、計画的処理完了期限後に新たに発見された場合の対応が必要になることなどから、令和4年5月に国の処理基本計画が変更されました。

この変更を受け、このたび「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更を行うものです。

※府の処理計画は、PCB特別措置法の規定により大阪市を除く区域が対象であり、大阪府域については大阪市により処理計画が策定されています。

2. 主な変更内容

○国の処理基本計画の変更に伴う変更

- ・高濃度PCB廃棄物について、事業終了準備期間において1日でも早く処理対象物の処理を完遂することを追記。
- ・北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見された大型変圧器・コンデンサー等について、大阪事業と豊田事業において処理を行うことを追記。